

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月５日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 福 元 晶 三

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第８号

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成１９年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第３号）の一部を次のように改正する。

「丸谷聡子」を「大林賢一」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。